1Y - 01

マルチエージェントを用いた学習データ流通のための 自動交渉手法の基本設計

髙橋 晶子は 早坂 喜哉† 本田 光来‡ 菅沼 拓夫‡ 仙台高等専門学校す 東北大学‡

1.はじめに

オンライン授業が急速に浸透して, Learning Management System(LMS)の活用が進み、そこから 得られる膨大な学習データを収集することによ る教育分野でのビッグデータの利活用,所謂 LA が注目されている[1]. LA は、学習者の学習状況 の把握に留まらず、教育の質の向上や能動的な 学びを促すなど, 効率的な学習支援が可能であ る.しかし、学習データの収集は、学習者の意 思に反してデータが収集されたり, 利用された りなど、学習者のプライバシを侵害する可能性 がある. そこで, プライバシに配慮しつつ, 学 習データを収集する枠組みが必要である.

本研究では、学習者の意思を反映した学習者 エージェントと,情報収集者(あるいは分析者) の意思を反映した収集者エージェントが自動交 渉を行うことで、学習データの公開度とそれに 対するフィードバックの質を決定する手法を提 案する. 本発表では本提案手法の基本設計につ い述べる.

2.関連研究と提案

九州大学では、教材の閲覧ログを分析し、そ の結果をフィードバックすることで学習改善に 役立てている^[2]. また, LA への注目の高まりに 伴い、個人情報としての学習データの取り扱い が注目されている[3].一方で、データ収集に関す る研究として,情報銀行においてデータ提供者 とデータ収集者の両者の意思を考慮した対価決 定を目的に, 第三者エージェントが介入する自 動交渉が提案された[4]. この手法では、中立な第 三者エージェントが交渉に介入することで交渉 の公平性を担保し,交渉を効率的に行う.

上述のように、LA の手法や情報共有について の研究は様々あるが、LMS 上での操作ログをはじ めとする,学習データの特性を考慮した,デー タの扱いに関する手法は十分でない. 学習者が 意識せずに残す学習データは, 非常に量が多く, 学習者本人がそのデータの共有の程度を管理す るのは困難である. したがって, 学習者の手を

Basic design of an automated negotiation method for learning data distribution using multiagent

HAYASAKA, Yoshiya, NIT, Sendai College HONDA, Miku, Tohoku University

TAKAHASHI, Akiko, NIT, Sendai College, Tohoku university SUGANUMA, Takuo, Tohoku University

煩わせず, 健全な情報流通を実現するためには, 学習者の意思に基づきデータ公開度を自動的に 決定することが必要である.この課題に対し, 本研究では、学習データに特化した情報流通の ための, データの提供者・収集者間の自動交渉 手法を提案する.

3.学習データに特化した自動交渉手法 3.1 第三者エージェントが介入する自動交渉

先行研究^[4]では、第三者エージェントが交渉参 加エージェントの選好について、交渉内での行 動より推定し, その結果をもとに自動交渉へ介 入している. 具体的な介入手法としては, ある 条件を満たす交渉案集合を制約とし、交渉参加 エージェントが制約外の提案を行った際に,第 三者エージェントが制約内にある効用空間上で 最近傍の交渉案を探し、それを採用する.なお、 先行研究においては制約を,推定したナッシュ 交渉解とのユークリッド距離が一定距離以内の ものとしている(以降,制約-1). また,制約-1 は選好推定の確信度がある閾値以上の場合に行 われる. 本稿ではこの手法をもとに学習データ に特化した自動交渉手法を設計する.

3.2 学習データの特徴と自動交渉手法の概要

学習データに特化した自動交渉手法では以下 の2つを考慮した.

- (1) クラスや学科など同一内容を学習している 学習者が複数人いる.
- (2) 分析者は1人の学習データだけでなくクラス 全体のデータを分析し、その中で学習者個 人の位置づけをしたい.

これらの特徴を踏まえ本研究では, 既存の1対 1 の交渉から、複数のエージェントが存在するク ラスとデータ収集者間で交渉を行うクラス対1の 自動交渉へと拡張する. また, データ分析の観 点から、クラス内でなるべくデータの公開度を そろえるためデータ公開度の制約を設定する (以降,制約-2).制約-2 は交渉を合意で終了 したエージェントのデータ公開度の平均を算出 し、その平均から一定距離にある交渉案集合と する. なお、制約-2 は制約を課す前に実際の交 渉結果とは無関係なデータ公開度の平均を算出 するために仮の受諾を行い、クラス内人数の 10% が仮の受諾をしている場合に制約を課す.

3.3 学習データに特化した自動交渉手法の設計

クラス内人数nとしたときの第三者エージェン

トが介入するクラス対1の自動交渉手法の1ラウンドの手順を示す. 制約-2 の場合はラウンドの最後に制約を課す条件を満たしているか確認し,満たしていれば次ラウンドから全エージェントに制約を課す.

- (1) 制約を課す条件を満たしていれば, 第三者 *Ag*が制約交渉案集合を生成.
- (2) 学習者 Ag_k が前のラウンドの提案を受け入れるか判断. 受け入れない場合は新たに自身の提案を第三者Agに送信.
- (3) 第三者Agは、受け取った提案で学習者 Ag_k の推定モデルを更新する。また、受け取った提案が制約外の提案ならば、制約交渉案集合から最近傍の交渉案を探し、それを収集者Agに提案。制約内ならばそのまま提案。
- (4) 収集者Agが提案を受け入れるか判断し、受け入れない場合、新たに自身の提案を第三者Agに送信.
- (5) 第三者Agは,受け取った提案で収集者Agの推定モデルを更新する.また,受け取った提案が制約外の提案ならば,制約交渉案集合から最近傍の交渉案を探し,それを学習者 Ag_k に提案.制約内ならばそのまま提案.
- (6) 1 から 5 をk = 1 からnまで繰り返す.

4.実験と評価

4.1 実験目的と概要

クラス単位での自動交渉で制約なし、制約-1, 制約-2,制約-1 と制約-2 の両方(以降,制約-1,2) について交渉の改善程度を比較するために シミュレーション実験を行った. 制約なしでは, 第三者エージェントを介さず, 直接相手に提案 を行う. 論点はデータ公開度とフィードバック のクオリティの2つとした. データ公開度は区間 [0,1]で0.01刻みの離散値をとるとして3つの選 好タイプを想定した. フィードバックのクオリ ティは $\{A,B,C,D,E\}$ の 5 つの離散値をとるとして、 Aは最も正確で質の高いフィードバック, B, Cと 順に正確さが低下するとした. データ公開度の リスク回避型は交渉の成功を重要視するエージ エントで, リスク愛好型は自身の効用を優先す るエージェントを表す. 学習者は質の高いフィ ードバックを求めるとして、収集者(あるいは 分析者) は質の高いフィードバックを提供する ことは負荷となるとして、それぞれの効用を図1 のようにした. 各パラメータは最大交渉ラウン ドを 30, クラス内人数を 30, 制約-1 の制約距離 $r_1 = 0.2$, 制約-2 の制約距離 $r_2 = 0.2$ とした.

4.2 実験結果と考察

クラス内には3通りの選好タイプを持つエージェントが10ずついるとして30人のクラスとした.このクラスと3通りの収集者エージェントの選好の組み合わせについて50回の交渉を行った.

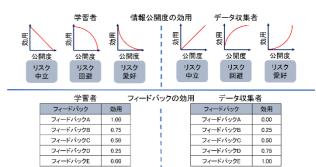


図1 各論点に対するエージェントの効用

表 1 交渉回数 50 回の各指標の平均値

	制約なし	制約-1	制約-2	制約-1,2
交渉終了時間 (ms)	560	15,089	21,481	22,138
交渉終了ラウンド	6.9493	6.5407	8.5736	8.1933
ナッシュ交渉解との距離	0.2698	0.2076	0.2688	0.2076
データ公開度の標準偏差	0.2831	0.3088	0.1347	0.1270

結果を表 1 に示す. 交渉の実時間が最も少ないのは制約なしの場合となった. ナッシュ交渉解との距離は制約-1, 2, 制約-1 が同程度に小さく,制約-2, 制約なしが同程度に大きくなった. データ公開度の標準偏差は制約-1, 2, 制約-2 が同程度に小さく,制約なし,制約-1 が同程度に大きくなった.

制約なしの場合と比較し、制約ありの方が交渉終了時間が増大したことについて考察する。第三者エージェントは制約交渉案集合を生成する際、すべての交渉案を全探索し制約を満たす交渉案を抽出する。制約内の最近傍の交渉案を探す際にも、制約交渉案集合を全探索する。このように交渉案集合を何度も探索する必要があるため計算量が増え、交渉終了時間が増大したと考えられる。

5.おわりに

本稿では、学生の意思に合わせた学習データ 流通を目的として、クラス単位での自動交渉と データ公開度の制約を提案した、今後は交渉案 集合内の探索を効率化し、交渉時間を短くする 手法の検討を行っていく.

謝辞 本研究は科学研究費補助金(22K02818)の 助成を受けたものである.

【参考文献】

- 1] 文部科学省 総合教育政策局 教育 DX 推進室. 教育データの利活用 に関する各種取組状況. https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/con tent/20211222-mxt_syoto01-000019693_012.pdf (参照 2022-12-1 0)
- [2] 緒方広明,藤村直美.大学教育におけるラーニングアナリティクスのための情報基盤システムの構築.情報処理学会論文誌. Vol. 3, No. 2, pp. 1-7 (2017)
- [3] 日経 XTEC. 名古屋市が小中 7 万台配布のタブレットを使用中止、 個人情報保護条例違反の指摘で、https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/18/10573/(参照 2022-12-19)
- [4] 戸嶋丈二, 髙橋晶子, 阿部亨, 菅沼拓夫. 情報流通においてデータ 提供への対価を決定する第三者エージェントを用いた自動交渉. 情報処理学会論文誌. Vol. 62, No. 2, pp. 508-517 (2021)